

# 経営事項審査の再審査について

令和4年8月15日付で経営事項審査の審査基準が改正され、技術力（Z）の項目において加点対象とする監理技術者の講習受講期間が延長されました。

【改正前】監理技術者講習受講から5年間加点可能

【改正後】監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間加点可能

この改正に伴い、改正前の審査基準での通知を受けた経営事項審査の結果については、以下により再審査の申立てをすることができます。

## 1 再審査の概要

### （1）再審査の期間

令和4年8月15日（月）から令和4年12月12日（月）まで。（当日消印有効。）

### （2）再審査の対象者（ア、イの両方を満たす者のうち、再審査を希望する者）

ア．旧基準により、大分県知事から経営事項審査結果通知を受けている者

イ．再審査の申立てをする日において、経営事項審査結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）が残っている者

### （3）受付方法

郵送（書留やレターパック等、配達記録が残る方法とする。）に限る。

### （4）申請書送付先

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

大分県土木建築部土木建築企画課建設業指導班

経営事項審査（再審査）担当

### （5）手数料

無料（ただし、申請書類等の郵送料については申請者負担。）

## 2 再審査手続の留意事項

（1）再審査の申立ては、直近の審査基準日、かつ、結果通知日が令和4年9月30日までのものに限ります。

（2）この再審査は、提出された書類に基づいて制度改正の対象項目のみを再審査し、再度総合評定値を算出するものであり、今回の改正に関わらない申請内容については、一切変更できません。

※具体的には、別紙二技術職員名簿の「講習受講」欄の「2（講習受講なし）」から「1（講習受講あり）」への変更及びこれに伴う監理技術者資格者証交付番号の追記のみを認めます。

（3）なお、令和4年度における大分県の格付や発注業務等の指標とする経営事項審査の点数は全て、旧基準による点数を用いる。

また、令和5年度における大分県の入札参加資格の格付や発注業務等の指標とする経営事項審査の点数に反映する場合は、令和4年11月末までに再審査を受審し、令和4年12月末までに新しい結果通知を受けてください。

（4）対面による審査は行いませんので、不備等があった場合は、電話やファックスにて補正指示を行います。補正が完了するまで、結果通知は発行できません。

（5）大分県に本店を有する大臣許可業者については、国土交通省九州地方整備局へ問い合わせをお願いします。

### 3 再審査の申立てに必要な書類

(1) 提出書類（正本1部、副本2部の計3部を提出。提出後の問い合わせや補正に対応出来るよう手元に控えを別途残しておくこと。）

①経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十四 20001 帳票）

②工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（別紙一 20002 帳票）の写し

③技術職員名簿（別紙二 20005 帳票）

※再審査に伴い新たに加点対象となる技術職員については、講習受講欄を朱書にする。

④その他の審査項目（社会性等）（別紙三 20004 帳票）の写し

⑤旧基準による経営状況分析結果通知書の写し

⑥旧基準による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※上記②、④、⑤は、前回の申請書類の写しを添付すること。

⑦再審査に伴い新たに加点対象となる技術職員の監理技術者証の写し

※講習受講日がわかる部分も併せて添付すること

⑧委任状（行政書士による代理申請等を行う場合）

⑨建設業許可変更届の写し

（旧基準による経営事項審査の申請日以降に、商号、所在地、代表者に変更のある場合）

⑩廃業届（旧基準による経営事項審査の申請日以降に一部廃業した場合）

※上記⑧、⑨は受付印のあるものの写しを添付すること。

⑪再審査結果通知書及び副本を送付するための返信用の封筒

※配達記録が残せるよう、簡易書留等に必要な代金の切手を貼付すること。

（レターパック等の記録付き封筒や、着払い伝票を貼付した封筒でも可）

⑫提出書類チェックリスト

全てA4サイズで作成し、左側に2つパンチ穴をあけ、綴り紐等で綴ること。

#### (2) 再審査申し立て申請書の記載方法

別紙記載要領のとおり

### 4 再審査の結果通知について

再審査申請の受理日（書類不備や補正等がある場合は、不備・補正等が完了した日）の翌月末を目途に発行。